

## 区長報告第7号

### 損害賠償等請求訴訟事件に係る和解について

#### 1 訴訟の概要

- (1) 出訴日 令和3年10月4日
- (2) 当事者 原告：個人 被告：港区
- (3) 請求の趣旨 令和3年6月4日に新型コロナウイルスワクチン接種支援員に採用されたが、同月21日に一方的に採用を取り消されたとして、期待権の侵害に対する慰謝料及び採用の取消しによる損害賠償並びに仮執行の宣言を求める。

#### 2 訴訟に至る経緯

- 令和3年5月28日 新型コロナウイルスワクチン接種支援員（会計年度任用職員）の募集を開始した。
- 6月 4日 原告に対する面接を実施し、採用予定者と決定したが、以後、原告との意思疎通がうまくいかなかった。
- 11日 原告から、勤務初日とその翌日を欠勤する旨の連絡があり、他の職員の勤務に影響が生じることから、原告に6月の勤務を全て白紙にする旨をメールで連絡し、翌日に原告から当該内容を了承する旨の連絡があった。
- 21日 原告に新型コロナウイルスワクチン接種支援員を現在より増やす必要がなくなった旨をメールで伝えた。
- 24日 原告から採用を取り消す理由が不可解であることから、採用の取消しに対する損害賠償を請求する旨の連絡があった。
- 30日 原告が主張する損害を治癒するため、同種の新型コロナウイルスワクチン接種支援員の募集案内を提案するもののこれに応じなかった。

#### 3 訴訟上の争点

原告の主張	被告の主張
一方的に採用を取り消された。	原告に送付したメールには「採用が決定した」と記載したが、任用は、辞令交付の方法により行われるものであり、原告に辞令交付は行っていないため、任用した事実はない。
取り消されたことにより原告は、雇用に対する期待権を侵害され、多大なる苦痛を被った。	原告は、一方的に勤務日を欠勤し任用の機会を失った。また、原告が主張する損害を治癒するために同種の募集案内をしたもののその機会を放棄したため、原告の期待権は法的保護に値しない。

#### 4 訴訟の経過

- ・第1回 令和3年11月16日 口頭弁論（訴状・答弁書陳述）
- ・第2回 令和4年 1月21日 口頭弁論（準備書面陳述）  
和解勧告、和解協議
- ・第3回 2月18日 和解（専決処分）

#### 5 和解条項

- (1) 被告は、原告に対し、本件のやりとりを通じて原告に不快な思いをさせたことに謝意を表し、本件解決金として3万円の支払義務のあることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、(1)の金員を、令和4年3月31日限り、原告名義の口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は被告の負担とする。
- (3) 原告と被告は、今後、本件事件に至るまでの経緯・内容、本件和解成立の事実及び和解条項の内容について、正当な理由がある場合を除き、口頭、書面、インターネット上の書き込みその他の手段を問わず、第三者に対して一切口外しないことを相互に約束する。
- (4) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (5) 原告と被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は、各自の負担とする。

#### 6 専決処分日（和解締結日）

令和4年2月18日